日本近代の「信教自由」と「政教分離」

――国家神道体制の成立展開過程における真宗――

藤原正信

こんにちは、藤原です。本日はよろしくお願いします。先々週の終わりくらいでしたでしょうか、東国大学校仏教文化研究院の先生方が本学にお越しになるので、日本近代の仏教について思っていることを話してくれるように、と所長から言われました。それで軽い気持ちでお受けしたんですが、ウォン先生から電話があって旧正月に入る前にレジュメを送ってほしいと言われて、あわてて作ったらお手元にあるようなものにしかなりませんでした。その内容の全部に立ち入ることはできないかもわかりませんが、部分的に訳して資料集に入れていただいていますので、要点だけでもお伝えできたら責任を果たせるかと思います。

日本班の先生方の研究テーマは、「日本近代軍国主義政策と仏教界の受容」ということだそうですが、例えば日中戦争における仏教僧侶の従軍布教の研究などをしている大学院生もおりますけれど、それは戦争状態、つまり相当に特殊な状態にあるときに行なわれたのであって、いつもいつも見るからに軍国主義を受容していて、それが前面に出ているということではないのです。従って、その前提となる明治の初めからの宗教政策についてお話しすることに時間を割きたいと思います。

先ず指摘しておかねばならないのが、実は宗教を信じる人々の側の問題です。韓国でも民間信仰があるだろうと思いますが、日本では民間信仰というか、神祇信仰というか、日本古来の神々を拝むという、そういう実態があるところで日本近代の宗教政策が展開され、そして本来は神々を拝まないはずの浄土真宗も政策を受け容れていくわけです。そういうことをお話していきます。

お手元にあるのは、「ありがたき御代万代を寿て御酒下されを祝ふ万民」と題された錦絵（小西四郎『錦絵　幕末明治の歴史』⑤）ですが、それについて説明させていただきます。明治維新の際、天皇の新政府によって徳川将軍の江戸幕府は滅ぼされてしまいます。新しい政府が誕生した時に、江戸を東京と改称して天皇が京都から移り、事実上の首都になります。最近まで将軍権力があった元の江戸の地に、人々には従来はほとんど知られていなかった権力者としての天皇がやって来るわけです。ところが、この絵では、東京の人々が天皇の祖先神とされる天照大神を掲げてそれを拝んでいます。



江戸幕府は第十五代将軍の時に滅亡するのですが、初代の徳川家康が死去すると一旦は駿河久能山に葬られ、一周忌に東照大権現という神の化身として日光山に祀られて、それが後に東照宮となります。江戸には芝の増上寺や上野の寛永寺にも東照宮が創建され、浅草寺にもできています。江戸近郊には村人によって造られたものもあったのですから、神格化された権力者として認識されていたのは東照大権現であったはずです。もちろん、天照大神を祀る日比谷神明もあったし、祭で有名な日枝山王社・神田明神などもあって、除災招福のための信仰対象はたくさんありました。それが、政府が変わって、天照大神の神裔とされる天皇が京都から移ってくるとなると、最後の将軍の江戸城退去後たった半年で「御酒頂戴」などといって有り難がっているのです。幕府に愛想をつかした人々が新政府を歓迎した、あるいは上野の寛永寺に立てこもった旧幕府軍（彰義隊）を鎮圧した新政権に取り敢えず従った等々、いずれにしてもしたたかな対応でしかないということもできますが、欲望充足の神祇信仰を支えに生きる人々は、神裔とされる現世の支配者を受容する素地があったということではないでしょうか。一見すると個人の除災招福の祈りは国家とは無関係のようですが、そうした宗教性だからこそ、より上位の除災招福の祈りに、そして最終的には天皇祭祀の祈りに、組み込まれて行くことになるのです。

中世において、例えば龍谷大学のもとになっている親鸞であるとか、午後から訪問なさる佛教大学のもとになっている法然などは、鎮護国家や除災招福の祈りといった神祇信仰と一体化したような仏教、国家仏教と一般にいわれていますが、そうしたものから離れて本来の仏教にもどろうとして弾圧されました。しかし、それとは反対に日本古来の神々を簡単に受け容れてしまう圧倒的多数の人々があって、そのような精神性は脈々

と続いてきたわけです。そういう伝統、日本の宗教の歴史のなかで、新しく成立した未だ幼弱な政府は現人神天皇の権威によって国をまとめようとしたのです。

そのことは、史料に示した浦上キリシタン問題、つまり長崎の浦上キリシタン三千余名を弾圧したことに対する欧米列強の抗議を受けて、各国公使団と会見した際の政府首脳の見解を見れば明らかです。外務卿の沢宣嘉は「仏壇や位牌、神棚やお札は、すべての日本の家にまつられていますが、キリシタンはこれを家から取り去り、侮辱します。このようなことは貴殿の眼からみれば取るに足らないことのように映るかもしれませんが、我国民にしてみれば、それこそミカドに対する侮蔑の心を表白するものであります」と述べ、右大臣の岩倉具視は「本件に関しては、日本国政府の機構と諸外国のそれとの違いを承知してもらいたい。外国では政府は世論にその基礎を置いているとすれば、我国の政府はミカド崇拝の上に基礎を置いている。……ミカドの権威は、国民の全階級によって擁護されるべきものである」と主張します（「浦上キリシタン弾圧に関する対話書」『日本近代思想大系5　宗教と国家』）。新しい政府の指導層は、天皇を崇拝する精神を基盤として国家が成立するというのです。しかし、岩倉のいうような確乎とした「ミカド崇拝」が成立するには先ほど見ていただいたように、それを受容する基盤があって、その上に神道国教化政策が展開されねばなりませんでした。

ところで、近世史研究では幕藩体制の支配構造における幕府権力と天皇権威について、朝廷統制の厳しかった幕藩体制下において天皇は極めて例外的に京都の御所から外に出ることしかなかったのにどうして権威となり得たのかという議論もあるようですが、それは受け容れる側の精神性を考えなければ、朝幕関係を詳細に検討しても、ちっとも明らかにはならないのです。

話を戻しましょう。東京に移った後の天皇は、一八七二（明治五）年から日本各地を巡りますが、今まで天皇を見たこともない人たちが、天皇がやってきたらそれに平伏して拝んでいるということがいくつも報告されています。くり返しますが、欲望充足のために神々に祈ることはあっても、「ミカド崇拝」が初めから広汎にあったわけではありません。しかし、神道国教化政策が成果をあげ、現人神天皇の浸透は決定的となります。それは、例えば一八八一（明治一四）年に天皇が北海道、山形、秋田を巡幸したときに侍従長として随行した山口正定の日記に見えます。

羽州酒田ノ人ニテ渡辺作左衛門ト云モノ来話。……主上行幸ノ節、行在所ヲ勤メタル後、越後地方、秋田地方又ハ最上辺マデ陸続トシテ僕ガ家ニ尋ネ来リ、是非共行在ニナリタル座敷ヲ拝見致シタシトノコトユヘ、……切符ヲ与ヘ拝観サセタル位ユヘ、十日間ニテ縦覧人凡十万人ノ

余ナリトゾ。辺僻ノモノハ正直ナルモノニテ、玉座ニナリタル敷物ヲ手ニテサスリ、我ガ体ヲ亦タサスリテ、カクスレバ一生無病ナリトテ悦ベリ。……今ノ世ニ当リ、諸国民権ナド唱ルモノアレドモ、皇沢ノ民ニ入ル、斯ク如キ深ケレバ、新舶来ノ自由説ナドニテハ、容易ニ動キハ致ス間敷ク、必ズ御安心ナサレテト、余ニ語レリ。（「天皇信仰につき渡辺作左衛門談話」『日本近代思想大系 2 天皇と華族』）

巡幸の際に使用した家の主人である渡辺が山口を訪ねて来て語った話は、多数の見物人が来て天皇が座った敷物に触れた手を自分の身体に擦り付けると健康でいられると信じていた、ということを伝えています。また、現人神天皇の恩沢が浸透すれば、自由民権運動など恐れるに足らない、と言ったとも記しています。民権運動家と対立していた渡辺の立場を考慮して読まなければなりませんが、国家の精神的基盤となるような「ミカド崇拝」が成立したのは、明治維新直後にそうだったわけではなくて、やはり新政府による宗教政策が一定の成果をあげた結果であったと言わなければなりません。

さて、浄土真宗は本来は神々を拝みませんが、アジア太平洋戦争敗戦までは浄土真宗も天皇を神と位置づけます。それは、政策が成功したということでありますけれども、浄土真宗は単に現人神天皇を受け容れただけではなく、「信教自由」と「政教分離」とを獲得します。普通であれば自分たちの信仰を守るために本当に信教自由を得るのための戦いをしたのであれば、阿弥陀仏を拝むだけで神々を拝まないわけですが、現人神天皇を受け容れてしまうのです。「信教自由」・「政教分離」を主張しながら、現人神天皇やその祖先神は宗教ではないということにしてしまいました。

お手元の写真（「帝国神代人皇御歴世御尊影」『王家の肖像―明治皇室アルバムの始まり』―神奈川県立歴史博物館）は、上の方に天照大神が描かれ、その周りに神々が配されており、その下に初代の天皇とされる神武天皇があって、そして小さく百二十人の天皇がならび、一番下の大きいのが軍服の大正天皇、その上の大きいのが衣冠束帯の明治天皇です。こうしたもので、天皇の宗教的権威の受容を安易に語らせてはなりませんが、こういう絵が掲げられて何の違和感もなかったとしたら、宗教政策が成功した結果のひとつの現れ方だろうと思います。たまに学生に対して、例えば腕時計を示して「これは神だ」と言いながら反応を見ると、みんなキョトンとしています。けれども、生身の人間の姿をした天皇から遡って天照大神につながるこの絵は、当時にあっては受け容れられたか、あるいは受け容れたように人々は振る舞わなければならなかったのです。ですから、浄土真宗は神々を拝まないと言いましたが、日中戦争の頃になると、「我が国は天照大神の御子孫であらせられ、皇祖皇宗と御一体であらせらるゝ



現御神の天皇を中心として成り立つてをり、我等の祖先及び我等は、その生命と活動の源を常に天皇に仰ぎ奉るのである。故に天皇に奉仕し、その大御心を奉体することが国民の道徳の根源である」（本願寺審議局『皇道と真宗』一九三九年）と西本願寺が公式に表明するのです。

そして、現人神天皇のために戦って死んだ場合は、民衆も神（＝「英霊」）とされたのですが、「九段の母」（石松秋二作詞 佐藤富房作曲 一九三九年）という歌には次のようにあります。

空をつくよな　大鳥居／こんな立派な　おやしろに／神とまつられ　もったいなさよ／母は泣けます　うれしさに
両手あわせて　ひざまづき／おがむはずみの　おねんぶつ／はっと気付いて　うろたえました／せがれゆるせよ　田舎もの

戦死して、東京九段の靖国神社に「神とまつられ」た息子に「会いにきた」母親が、うっかり「おねんぶつ」をしたというのです。息子が神として祀られているのは靖国神社であるにも拘わらず、そこに来た母親は「南無阿弥陀仏」というのですが、それは母親が「田舎もの」だったからで

はありません。真宗教学を論じる人びとによって、「靖国神社に祭られる、といふことは国民として最高道徳を果した偉勲に対する表顕であって、……この奉祀と仏教の浄土往生、或はキリスト教の天国に生誕するといふ宗教的信仰とは、両立するものであり、その間何等の矛盾も無理もないのである」（大日本真宗宣伝協会『戦時生活と真宗信仰』一九四〇年）と、仏教と神道との両方での処遇が当然のこととして喧伝されたのです。そして靖国神社というのは、天照大神を祀る伊勢神宮とともに国家神道の中核的な神社だったのです。こういう施設を中核にして、連合国軍総司令部（GHQ）による一九四五（昭和二〇）年一二月の「神道指令」まで国家神道は存続したのです。

「神道指令」は、「宗教ヲ国家ヨリ分離スル」ことを目的に、「神道ニ対シテノミナラズアラユル宗教、信仰、宗派、信条乃至哲学ノ信奉者ニ対シテモ政府ト特殊ノ関係ヲ持ツコトヲ禁ジ」、また、「軍国主義的乃至過激ナル国家主義的イデオロギーノ宣伝、弘布ヲ禁ズルモノデアル」としています。そして、国家神道を「日本政府ノ法令ニ依ツテ宗派神道或ハ教派神道ト区別セラレタル神道ノ一派即チ国家神道乃至神社神道トシテ一般ニ知ラレタル非宗教的ナル国家的祭礼トシテ類別セラレタル神道ノ一派（国家神道或ハ神社神道）ヲ指スモノデアル」と定義しました。さらに、「軍国主義的乃至過激ナル国家主義的イデオロギー」を「日本ノ支配ヲ……他国民乃至他民族ニ及ボサントスル日本ノ使命ヲ擁護シ或ハ正当化スル教ヘ、信仰、理論ヲ包含スルモノデアル」と説明し、「日本ノ天皇ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他国ノ元首ニ優ルトスル主義」、「日本ノ諸島ハ神ニ起源ヲ発スルガ故ニ或ハ特殊ナル起源ヲ有スルガ故ニ他国ニ優ルトスル主義」などが他民族支配の根拠とされたと指摘しています。

国家神道というのは定義が非常に難しいのですが、国家による神社管理を制度の面から考察して国家神道成立を一九〇〇（明治三三）年とし、またその影響力を少なく見ようとするのが神道学系の研究者であろうかと思います。そして、国家神道をできるだけ広く理解をして、「神道指令」にあるように天皇制イデオロギーと関連づけて考えようとするのが比較的多くの研究者の立場ではないかと思います。その方が「神道指令」の国家神道理解に基本的に沿っているといえます。ただし、その見方にも国家神道成立時期などをめぐって少なからず議論がありますが、従来は一八八二年か一八八四年、だいたい明治十年代半ばに成立するというのが〝定説〟とされてきました。そのことを理解していただくためには、少し宗教法令を見ておかなければなりません。

お示しした史料は一八六八（慶応四）年三月のものですが、「此度、王政復古神武創業ノ始ニ被為基、諸事御一新祭政一致之御制度ニ御回復被

遊候ニ付テハ、先第一神祇官御再興御造立ノ上、追々諸祭奠モ可被為興儀被仰出候」と述べて、祭政一致、つまり神道を国教として国家の根幹におこうという方針を立てたのです。そして五月のところに「伏見戦争以来、引続東征各地之討伐ニ於テ忠奮戦死候者……叡感之余リ、此度東山ニ於テ新ニ一社ヲ御建立永ク其霊魂ヲ祭祀候様」云々とあります。新政府軍と幕府軍との戦争は京都でまず始めに起きて、その戦死者たちを京都の東山に神として祀ったのですが、靖国神社の原型がここでできています。このような方針に沿って、神道を国の宗教にするために、同年には古代の律令制にあった神祇官が再興され、翌年には宣教使が設立されるなど、官制も整備されました。そして、前代では仏教に従属していた神道を解放する神仏分離政策が展開されると、地域によってはいわゆる廃仏毀釈、仏教を廃して釈教を毀すという運動が起きるのです。ところが、西本願寺は新政府の指導層が輩出した防長二州（山口県）と密接な関係がありましたし、朝廷に対しては早くからたくさんの献金を行なったり、住まいの御所から天皇が真東に逃げるには鴨川に橋が必要だとして荒神口橋を架ける工事も買って出ます。また、真宗の非常に熱心な北陸地方ではいくらか誤解もありましたが、新政府は仏敵だとして反抗しようとする勢力もありました。そこで、門信徒を説諭して反抗しないようにしてほしいと西本願寺は政府から依頼されたりもしています。

そもそも神道に携わる人々は、従来は布教するということがなかったわけですから、民衆教化能力が不足していたのです。そのことは島地黙雷という山口出身の西本願寺の僧侶による政府への建白を見れば明らかです。島地の日記を見ると、伊藤博文、山県有朋ら政府要人の名前がたくさん出てくるので、その影響力は少なくないと思われますが、彼は、いわゆる「教部省開設請願書」（一八七一年九月）で、次のように訴えます。

> 方今、祆教ノ民ニ入ル、……国家ノ禍害之ヨリ大ナルハナク、朝野ノ疾蹙之ヨリ甚シキハナシ。……宣教ノ官興シヨリ今ニ三年、……直ニ神聖ノ道ヲ教ユル者ナラン。此誠ニ国体ノ嚮フ所、理ニ於テハ固リ間然スル所ナシ。只教化ノ用愚民ヲ導クニ在レハ、其事ニ於テハ未タ当ヲ得サラン歟。……宣教ノ官ニ換ルニ更ニ教義ヲ総ルノ一官ヲ以テシ、寺院ヲ管シ僧徒ヲ督スルハ云ヲ待タス、凡ソ天下ノ教タル管知セサル処ナク、督正セサル所ナク、而専恣雑乱以テ国体ヲ傷ヒ朝政ヲ妨クルノ害ナカラシメハ、庶幾クハ上下情斉ク政教相扶ノ域ニ至ラン。（以下、島地の史料は『島地黙雷全集』に拠った）

と。「神聖ノ道」を当然とするところに島地の限界は既に見えているのですが、かいつまんで申しますと、キリスト教が日本に入ってくることは非常に大きな害である、今の政府の神道国教化政策ではとても人々を教え導くことはできない、だから新しい役所をつくって神道も仏教も国のた

めに尽くすような新しい政策を採用し、「政教相扶」の関係をつくらねばならない、と彼は言うのです。

当時の宗教行政について、政府の要職を歴任した後に侍補として天皇の信任を得た佐佐木高行は、神仏分離は当然だとしても「余リ勢ニ乗ジ、廃仏ヲ唱ヘ、頗ル過激ノ処置モアリ、亦当時勢ヲ知ラズ、……大ニ威張リ、頗ル頑固ナル説ヲ主張シ」たので、神道国教化政策に好意的な自分も「憂慮セル程」であったと記しています（『保古飛呂比』）。また、一八七一年に神祇官から格下げされた神祇省について、政府の実力者であった西郷隆盛と江藤新平とが「昼寝官である、何の役にも立たぬ」（『明治維新神仏分離史料』）と批判したと伝えられています。従って、島地の建議だけが採用されたわけではないにしても、彼の主張も容れて一八七二（明治五）年三月に設置されたのが教部省でした。

新たに設けられた教部省の特徴は、それまで排撃していた仏教を採用したことです。しかし、仏教教義は不要であったのでありまして、何を布教させたのかといいますと、四月に交付された「三条教則」であります。第一条に「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」とあって、神を敬い国を愛せ、というのです。以下、第二条に「天理人道ヲ明ニスヘキ事」、第三条に「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」とあるのですが、これは神道教説を仏教僧侶に布教させることに外なりません。きわめて不十分ながら、明治初年から国民教化にあたってきた神道家に加えて、前代の教化能力を買って仏教僧侶も、教導職という役職に就けたのです。教部省は仏教側に対して、「方今三条ニ悖戻スルノ宗意ハ絶テ不可用」と論達しましたから、まぎれもなく新たな廃仏状況の現出でした。そして、芝の増上寺、これは将軍家の菩提寺であり、先に触れたように東照宮もあった寺ですが、これを改変して大教院というものをつくります。この大教院のもとに、各府県に中教院が置かれ、全国の全ての神社・寺院は小教院と位置づけられて、いわば教院制と呼べるものができます。そもそも、大教院は教義考究機関として仏教側が設立を望んだものであったのですが、こうしたありようは歓迎され受け容れられたのです。廃仏毀釈から何とか立ち直りたかったのですから、仏教側として当然といえば当然でかもしれません。例えば、廃仏状況下の富山藩では、宗派を問わず全ての寺院をたった一つにまとめてしまうというようなことをやろうとしのです。ですから、教部省政策に仏教側は従い、実質的には神道布教の総本山となった大教院に出仕することになるのです。

神々を拝まないはずの浄土真宗も例外ではありませんでした。西本願寺は、「真俗二諦の法義をあやまらず、現生には皇国の忠良となり、罔極の朝恩に酬ひ、来世には西方の往生をとげ、永劫の苦難をまぬかるゝ身となられ候やう、……」（第二十代広如「遺訓」）という教学路線を敷きます。「諦」、すなわち真理には、「真」のそれと「俗」のそれとがある、つまり宗教世界における真理と俗世界における真理とのふたつがあるという二

元論で、浄土真宗も「三条教則」を受け容れ、教部省行政に従ったのです。

ちょうどその頃、長州出身で参議という政府の要職にあった木戸孝允の勧めによって、島地黙雷はヨーロッパの宗教状況を視察中でありましたが、仲間に宛てた手紙に「教部ノ排仏」（「大洲鉄然他宛書簡」）と記して、教部省行政が廃仏政策であることを指摘し、それとの対決姿勢をとることとなります。滞欧中に政教分離や信教自由について学んだ彼は、「三条教則批判建白書」（一八七三年一月頃）で次のようにいいます。

> 政教ノ異ナル固ヨリ混淆スヘカラス。政ハ人事也、形ヲ制スルノミ。而シテ邦域ヲ局レル也。教ハ神為ナリ、心ヲ制ス。而万国ニ通スル也。是以政ハ敢テ他ニ管セス、専ラ己ヲ利センコトヲ力ム。教ハ不爾、毫モ己ヲ顧ミス、一ニ他ヲ益セン事ヲ望ム。……然而省令ノ下ル所、之ト相反スル者ノ如シ。……教条三章第一ニ曰ク、敬神愛国云々。所謂敬神トハ教也、愛国トハ政也。豈政教ヲ混淆スルニ非スヤ。……今本邦ノ神ヲ以テ説ントスルニ、昔事何人カ之ニ労事シ、亦何人カ教ヲ立ツルヤ。已ニ立教ノ人ナク、開宗ノ祖ナシ。然而只神ヲ敬センコトヲ勧ム。民奚ソ之ヲ説クノ詳明ナル、之カ為ニ労事シ、之カ為ニ苦述セン者ニ趣カサラン。是臣カ今ノ神ヲ以テ説クハ耶蘇ノ先駆ト云フ所以也。……若夫レ天神・地祇、水火・草木、所謂八百万神ヲ敬セシムトセハ、是欧州児童モ猶賤笑スル所ニシテ、草荒・未開、是ヨリ甚シキ者ハアラス。……臣以為ク、本邦諸神ノ説、国初ノ史伝也。

このように、「敬神」というのは宗教であり「愛国」というのは政治である、政治と宗教は分離せねばならない、と主張しているのです。別の建議では、「宗教ノ民ニ任シテ帰向ヲ強ユヘカラサル、文明各国ノ通軌」（「建議教部改正ニツキ」一八七四年五月）というふうな、文明開化路線をとる政府にとっては耳の痛い批判もしています。そして、「抑本邦神道ノ如キ、……上世ノ政迹ヲ尊称スルノ名」であり、「今ニ直称シテ皇道ト云フト雖モ、其古今ノ大政ヲ指スニ於テハ一也」（同上）というように、島地は神道とは天皇の政治のことであるとしています。しかし、多くの場合、先の「三条教則批判建白書」に戻って見てみますと、一般の神道はヨーロッパの子どもでも笑うような原始宗教だと見下しています。ですから、島地にとって神道とは、天皇の政治として位置づけられるものと、例えば狐を神として拝んで商売繁盛を祈るような低俗な宗教と、そのどちらかだというのです。「八百万神」などを拝んでいるようでは、やがては教義的に優れたキリスト教に取って代わられるのだと述べて、揶揄しつつ警告しているのです。さらに「大教院分離建白書」（一八七三年七月）では、

> 大教院已ニ四神ヲ祭ラハ、中教院モ亦爾セサルコトヲ得ス。……小教院モ亦爾ラサルヲ得ス。……現今ノ神社仏閣ヲ以小教院トスト云ハ、一

時暫用ノ徒名ニシテ、其実ハ他日今ノ神社仏閣ヲ廃シテ不残四神ヲ合祭スル者ニ改ルコト、猶今日大教院ノ仏寺ヲ変シテ神祠トナスカ如クナラン……其（仏教の―藤原註）布教ヲシテ随意活発ナラシメ、満邦ノ諸教者ヲシテ悉ク朝旨ヲ感戴セシムルニ至ラシメハ、民奚ソ長上ニ死スルノ念ヲ発サヽランヤ。然而三章ノ教則亦不徹シテ実ヲ揚ルニ至ラン。……朝廷公正其間ニ偏頗ナク、各信教ヲ自在ナラシメ、臣等カ志ヲシテ官羈ヲ脱シテ之ヲ独立セシメ玉ハヽ、朝廷自ラ用捨ノ権ヲ採ラスシテ僧侶自ラ興廃ヲ己レニ責メン。

と述べています。増上寺を改変して神々を祀って大教院としたのであるから、中教院はいうまでもなく、全国の社寺を充てた小教院も残らずそうならざるを得ず、「仏寺ヲ変シテ神祠トナス」ようになる、と危機感を強めています。そして、最終的にはどういうことをいうかというと、自由に布教をさせてほしい、そうすれば「三条教則」の「敬神愛国」や「皇上奉戴」などがそのままで現れなくても、自分たち仏教が「三条教則」の目ざすところと実質的に同じことをしてみせる、と主張したのです。

以上のように、島地の建白は、神祇信仰・神道布教を強要する教部省行政に対して「政教分離」・「信教自由」を主張して、真宗信仰を守ろうとするものでした。また、彼は、神道が未開の民族宗教であり、「八百万神」の説ではキリスト教神学には対抗できないとしました。条約改正準備のための岩倉遣米欧使節団が目的を果たせず、欧米列強の圧力もあって一八七三（明治六）年二月にキリシタン禁制の高札を撤去せざるを得なくなった政府にすれば、「信教自由」を容認しつつ天皇制神学を浸透させることが急務でありましたから、島地の主張は的を射たものであったといえます。しかし、「四神ノ内、大神宮（伊勢神宮＝天照大神―藤原註）丈ケハ真宗トテモ敬神ノ表アル上ハ崇敬スルナルベシ」（「阿満得聞宛書簡」）とした島地の限界は明らかです。彼が、先に確認した「真俗二諦」教学路線の枠内にあったことはいうまでもありません。

ついでに言えば、島地だけではなくて、神道側であろうと思われるものにも、神道は諸宗教と同じレヴェルのものではなく「祭典祀事ノ盛礼ヲ以テ大政ヲ荘厳」するもので特別なのだ、というような主張も少なからず現れてきます（「神道を以て宗教となすは皇室の瑕瑾たる事」『教義新聞』一八七四年八月）。

そして、本来の意味での信教自由だとか政教分離ではない、括弧付きの「信教自由」や「政教分離」、つまり擬制としてのそれを前提として、神道は宗教ではないとする理解、神道非宗教論が合わさって、国家神道が成立します。それを示す史料が一八七五年一一月の「信教の自由保障の口達」です。

抑、政府ヨリ神仏各宗共信教ノ自由ヲ保護シテ之ヲシテ暢達セシムル以上ハ、乃又之ヲシテ行政上ノ裨益ナルモ妨害タラシメス以テ保護ノ終始ヲ完全スル、是レ政府ノ教法家ニ対スル所以ニシテ、而シテ其教法家ハ信教ノ自由ヲ得テ行政上ノ保護ヲ受クル以上ハ能ク朝旨ノ所在ヲ認メ、啻ニ政治ノ妨害トナラサルニ注意スルノミナラス、務テ此人民ヲ善誘シ治化ヲ翼賛スルニ至ルヘキ、是レ教法家ノ政府ニ報スル所以ノ義務ト謂フヘシ、是以当省ヨリ授与セル三条之教則モ行政上ノ事ニテ……（神仏各管長宛教部省口達、傍点―藤原）

既に同年五月には神仏合併布教が停止されて大教院は解散し、教院制も瓦解しています。神社・寺院は小教院ではなくなりますが、しかしそこで残ったのは、それぞれの宗教がそれぞれのかたちで「敬神愛国」を布教するという条件、それを備えた宗教が自由に布教ができるということだったのです。ですから、私は従来の明治十年代半ばに成立するという〝定説〟よりももう少し早くて、この時点で国家神道の成立は決定的となったというふうに考えています。この「敬神」、つまり天照大神を祖先神とする現人神天皇、その神を敬い、その神の国を愛せ、ということを、それぞれの神社・寺院で布教するようなシステムが成立するわけです。

ところが、残っている大きな問題がありました。それは何かというと、神葬祭をすれば、葬儀は宗教の領域であるから、神道は宗教ではないという理屈が通らなくなる。宗教ではないのであれば葬儀はできない、従って、神道は葬儀に関与させないという法令が必要になってくるのです。法令そのものはここに示しませんでしたが、福沢諭吉の文章によってそのことを説明します。彼は、「本年（一八八二年―藤原註）一月内務省より、自今神官は教導職の兼補を廃し葬儀に関与せざるものとす、此旨相達候との達あり」とした上で、「此達に従へば、今後神官は宗教の事に関せずして神祇の祭祀を司り、敬神の旨を人に教へて此教旨の分布に心を用ることならん。即ち神道は今後宗旨として認む可きものに非ざるなり」と神道非宗教論が法的に確定したことを紹介しています。「我輩は多年この義を論弁したることもありしが、今日実際に於て我持論の行はれたるを見るは欣喜に堪へず」と手放しで喜ぶ彼は、続けて「我日本国の宗教は仏法にして、敬神の教を布くものは神道なり。二者判然として区別を見る可し。……抑も彼の神道は如何なる主義を教るもの歟、我輩未だ其細目を知らざれども、純然たる日本固有の道なれば、百事は姑く閣（擱）き、国を重んずるの教たるや明なり」（「神官の職務」、『時事新報』一八八二年四月。以下、福沢史料は『福沢諭吉全集』に拠った）と述べています。日本の今の最高額紙幣の肖像になっている福沢という人は、自由と平等を広めた人だと一般には思われているんですけれども、あるいは先行して、あるいは後追いで、政策の広報活動をした人でもあるのです。ここで福沢が言っているのが、神道は宗教ではなくて神を敬う教えを広めるものだ、その教え

を詳しくは知らないが、それは日本の国を重んずる教えなのだ、ということです。福沢が言えばみんながそれに従ったとすることはできませんが、自らを「政府のお師匠様」（「勲章などは御免」『時事新報』一八九七年八月）と言って憚らなかった彼の言葉は、有効な指標のひとつであると考えますし、発言の影響力は極めて大きかったと思います。

ここで、国家神道について私がどのように定義するかということを確認しておきますと、村上重良先生の有名な『国家神道』（一九七〇年）――この本は部分部分ではたくさん問題があるのですが、それを批判的に踏まえることで国家神道史研究は進展しました――と基本的に同じ立場をとっています。極簡単に言えば、神裔であるとされる天皇の政治が絶対と位置付けられる教え、これに宮中祭祀と神社神道の儀礼や組織が合わさったもの、それを国家神道と呼んでいます。先ほど見たように、神道は天皇の政治であり宗教ではないとされたのでした。しかし、仏教も、やがてキリスト教も、宗教ではないとされた神道を受け容れることによって、はじめて「自由」であったのです。「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」（第一条）、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」（第三条）、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」（第二八条）と規定する「大日本帝国憲法」（一八八九年二月）が発布されると、神道非宗教論を要件とする「政教分離」と擬制以外のなにものでもない「信教自由」とが日本近代の政教関係を特色づけることとなりました。天皇制神話を起源とする「神聖」な「万世一系ノ天皇」の「統治」下において、「臣民」として「安寧秩序ヲ妨ケス」、「臣民タルノ義務ニ背カサル」ように生きようとすれば、本当の意味での信教自由は放棄せざるを得ないのです。そして、第一回帝国議会の開催を前に、「我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ……一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とした「教育勅語」（一八九〇年一〇月）が出されて国家神道の教義的役割を担ったといってよいと思います。「教育勅語」ができると、神社や寺院ではないけれども、学校も「敬神愛国」を教える場所になるわけです。そして、どんな宗教を信じようとも、多くの家々に置かれた神棚が、天皇崇拝の場としても機能することになるのです。こうして、国家神道を頂点に諸宗教や教育現場や地域社会、さらには各家々が現人神天皇信仰を受け容れた国家神道体制ができあがりました。

こうしたありようが、最も見えやすい効果をあらわすのがいつかといえば、やはりそれは戦争状況においてです。最後の史料は、日清戦争のときの福沢諭吉のものですが、その周辺のことに少し触れておきます。彼は勝ったことが嬉しくて、「命あればこそコンナ事を見聞するのだ、前に死んだ同志の朋友が不幸だ、ア、見せて遣りたいと、毎度私は泣きました」（『福翁自伝』一八九九年六月）と記しております。そもそも、日清戦争を

「文明開化の進歩を謀るものと其進歩を妨げんとするものとの戦」と位置付けて、「支那人に対して私怨あるに非ず、敵意あるに非ず」、「彼等も不幸にして清国の如き腐敗政府の下に生まれたる其運命の拙なきを自から諦むるの外なかる可し」と述べていました（「日清の戦争は文野の戦争なり」『時事新報』一八九四年七月）。かつて「絶遠の東洋に一新文明国を開き、東に日本、西に英国と、相対して後れを取らぬやうに」したいとの「誓願を起し」た福沢でしたから（『福翁自伝』）、帝国主義国への決定的第一歩は祝すべきものであったのです。

そのような彼が、戦時下の真宗を絶賛して次のように論じます。

> 此頃の新聞紙にも見えたる如く、西京の両本願寺の法主は、我軍隊の出陣を聞き、兵営所在の地を巡回して親しく兵士に面し、国家の為めに身を致すは宗教の本旨なる懇々説きたるよし。本来本願寺の信徒は法主を仰ぐこと生仏の如く、本山の為めとあれば財産生命をも愛しまざる程の次第にして、……法主自身の懇話はますます従軍者の決心を鞏固ならしめて、戦場の実地に非常の効能を現はすや決して疑ふ可らず。
>
> （「宗教の効能」『時事新報』一八九四年九月）

と。このように、「両本願寺の法主」が軍隊布教を行なって、国家に身命を捧げるのが「宗教の本旨」だとしたことが、「従軍者の決心を鞏固ならしめ」るとしたのです。西本願寺第二十一代明如（大谷光尊）は、「後の世はみたのをしへにまかせつゝいのちをやすく君にさゝけよ」と詠んでいますが、軍隊を慰問した際に「生きては皇国の忠良となり死しては安養の往生を遂ぐべき旨懇諭」（『明如上人伝』）したのですから、そのことが福沢を大いに喜ばせたのです。

こうして見てきますと、最初から軍隊に僧侶が同行して安心して戦闘してきなさいというような布教をしていたわけではありません。明治の初めに宗教弾圧を受けたことによって、それに対応すべく、何とか政府に取り入って自らの有用性を示すことで真宗を守ろうとした僧侶がいたのです。もちろん、多くの人々が確かな信仰をもったようにして、現人神天皇を受け容れる素地をもっていたことも大きな問題です。神々を信じないはずの真宗であってもこうしたありようであったわけですから、他は言うまでもないと思います。従って、軍国主義政策を受容する場面、先に見た日清戦争とか、それから後の度重なる戦争に至るまでに、状況に応じて、むしろ率先して仏教側は対応したのです。ですから、みなさまも軍国主義と仏教が明確に結びついている場面だけではなくて、その前提になった部分についても関心をお持ちになっていただければ幸いです。

最後になりますが、廃仏毀釈から立ち直って寺院や僧侶と呼ばれたものが残ったということが、本当に仏教が残ったことになるのかどうかにつ

いて考えてみなければなりません。また、日本がアジア太平洋戦争に負けて国家神道がなくなったとされる状況で、仏教が一体どうしたのか、反省をきちっとしたかどうか、ということが非常に重要だと思います。仏教者の戦争責任が研究対象とされ始めたのは一九七〇年代のことだと思いますが（市川白弦・中濃教篤など）、真宗において『戦時教学と真宗』（全三巻）が編まれたり、『教化研究』（真宗大谷派教学研究所）に関係史料が収録されるのは、さらに後のことです。

宗教界による戦争についての反省の表明は、一九四七年五月に築地本願寺で開かれた全日本宗教平和会議のそれが最も早く、教団としては日本基督教団がようやく一九六七年三月に「第二次世界大戦下における日本基督教団の責任についての告白」を行なったと思います。仏教では、真宗大谷派が一九八七年四月に宗務総長名で、浄土真宗本願寺派は一九九一年二月に宗会の決議で、戦争責任を認めました。また、本願寺派では、一九九五年四月に門主が「宗祖の教えに背き、仏法の名において戦争に積極的に協力していった過去の事実を、仏祖の御前に慚愧せずにはおれません」と表明しています。

一方で、極めて例外的ですが、国家神道などそもそもないんだ、現人神天皇も幻想だ、というようなことをおっしゃる研究者もあります。かつて神道系の大学で講演をさせていただいたときに、神道と仏教とが近代史におけるそれぞれの責任をきちっともちましょうと話して帰ってきましたけれど、何をか言わんや、であります。

もう一言。靖国神社をめぐっては外交問題も生じますし、それに対して周辺諸国が干渉すべきことではないという議論もありますけれど、言うまでもなくこれは内政問題です。国家のありようを決めるのはわれわれなんですが、そのわれわれの思想性、宗教性、そういうものが国家の質を決めるのです。そういう意味では、信教自由や政教分離についての緊張感が失われているのが現状だろうと思います。そうでなければ、総理大臣が靖国神社に参拝をしたらもっと大きな反発が生じるはずです。西本願寺などは抗議をしていますけれども、では一般の人々において政教分離に反する事態を徹底的に批判するような思想が成立しているかというと、そうではありません。明治から、あるいはそれ以前から引きずってきたものがやはり払拭されていない、清算されていない、という現状があるのだろうと思います。

不十分なことでしたが、基本的なことは申しあげたつもりですので、これで終わります。ご清聴に感謝いたします。どうもありがとうございました。

補説

国家神道に対する真宗の姿勢について補足します。日本の社会では、神道・仏教のいずれの形態をとろうとも国家の祭祀を拒絶しては存在しづらい、弾圧をうけるということになります。そうすると、それに対応するために、できるだけ現実の社会ではもめないようにしようというふうな工夫をずっとしてきているわけです。ですから、明治になって先に見たような対応を真宗はしますけれども、それ以前には、真宗の家で神棚を置かないことが批判されるような例もあるのですが、それへの対応として、天皇だって神殿とは別に住んでいるのだから、自分たちのような身分が低い者の汚れた家の中に神棚を置くことはできない、というような言い訳をしていたのです。ですから、新たな対応として、そこにヨーロッパの思想、信教自由や政教分離を不完全な形で盛り込みながら、しかし信仰を守るために権力と対決するというのではなく、弾圧をされないように近代でも対応したんですね。

神道国教化政策よって、存立基盤としての特権が奪われて多くの仏教教団が打撃を受けるのですが、真宗にはほとんど影響はありません。門徒といいますが、信者によって真宗は支えてられているのですから。しかし、実際に政策が展開される中で、これが問題なんですけれども、教団がいくら政府に迎合しようとも、そういう線はとらないんだという民衆が広汎にいたのならば、国家神道体制が成立することなどはありえないのです。つまり、教団と信者の営みの歴史が、きちっと問い直されないといけないということです。国家がいくら現人神天皇信仰を押し付けても、あるいは弾圧しても、対抗しうるような伝統を真宗はもっていたはずなんです。それが長い時間の経過において変質して、権力と対決しないという存在の仕方が歴史の中で形作られたとしか言いようがありません。

だからといって、信者の人たちが悪いとか、だらしないと言えば、その信者の人たちに布教していた僧侶はだらしないということになるのですけれども、ひとつひとつを検証しないといけないと思います。誤解を恐れずに言えば、国家神道という用語は明治から敗戦までの神道のありようについて使うんですが、日本は有史以来ずっと〝国家神道〟なんです。国家神道というのを「政教分離」だとか「信教自由」だとか、神道非宗教論というような新しい思想を織り交ぜながら定義づけをすると、今お話したようなものですけれども、『万葉集』に「大王は神にし座せば赤駒の匍匐ふ田居を都となしつ」などとあって、天皇は神でいらっしゃいますから……、という歌が天武・持統朝のころからあるんですね。天武天皇、持統天皇というと七世紀の後半ですから、その頃には既に天皇は神格化されています。六世紀半ばには伝来していた仏教も、日本の実態に合った

ものに変えられていくのですが、そうした仏教のことを古代史では国家仏教といいます。法然とか親鸞とかは、国家仏教と対立して、そして弾圧されたわけです。基本的には古代からずっと、天皇権力の消長はあっても、〝国家神道〟の体制のなかで日本の政策は展開されてきたのです。だから武家が強くても、天皇から叙任されなければ将軍職に就けないんです。いくら力を持っていても、そういう日本のありようというものが、歴史を作ってきた、時代を制約してきた、どうかすると今でもそれが続いているのかも知れないと言うことができます。

従って、過去を直視し、〝国家神道〟、及び明治以降の国家神道体制との関係を清算することによって始めて、普遍宗教としての真宗が、自らの存在証明をなし得ると考えます。

付記　本記録は、当日の録音を元に、時間の制約から割愛した史料などを盛り込んで修正加筆し、質疑応答を補説の形に整理したものである。通訳を務めてくださった東国大学校仏教文化研究院のウォン・ヨンサン（元永常）教授、並びに、修士論文の口述試問を終えて就職のための準備に追われるなかで、ウォン教授のご参考に供すべく報告要旨を翻訳してくださった今尾智有氏に深甚なる謝意を表したい。また、本紀要への掲載をお勧めくださった武田龍精所長と原稿化にご尽力いただいた文学研究科博士課程の南陽子さんにも心よりお礼申し上げたい。